

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

介護保険は、介護を皆さんと社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納めます。

第6期介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度～平成29年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が下表のとおり変わりました。

保険料は本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

▼介護保険料の問合せ

- 市庁舎本館 1階 高齢介護課 介護総務係
TEL0897-52-1419
- 東予総合支所市民福祉課 福祉係
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-72-2111

▼所得段階内訳

| 所得段階区分 | 対 象 範 囲 | 平成27～29年度の 保険料額（年額） |
|--------|--|------------------------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の者 ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者 | 33,500円 |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者 | 50,200円 |
| 第3段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者 | 50,200円 |
| 第4段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者 | 60,200円 |
| 第5段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者 | 66,900円 |
| 第6段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者 | 80,300円 |
| 第7段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者 | 87,000円 |
| 第8段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者 | 100,400円 |
| 第9段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の者 | 113,700円 |

※合計所得金額とは、扶養控除や医療費控除などの控除をする前の金額です。

65歳以上の皆さん（第1号被保険者）

保険料は65歳到達月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から個人別に納めます。

●ご注意ください

年度途中で65歳になられた場合は、65歳到達月の前月までは第2号被保険者として、65歳到達月からは第1号被保険者として、それぞれを月割りで納めます。

40歳～64歳の皆さん（第2号被保険者）

加入している医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の保険料と一緒に納めます。

65歳到達月（65歳の誕生日の前日が属する月）の前月分までを、第2号被保険者として納めます。保険料の計算方法は、それぞれの医療保険によって異なります。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

※65歳到達月とは、65歳の誕生日の前日が属する月（1日生まれの方は前月となります）。